

大 第 9 6 3 号
令和3年3月12日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部大気保全課長
(公印省略)

改正大気汚染防止法に係る周知資料について

本県の環境行政の推進につきましては、日頃御協力いただきお礼申し上げます。
さて、今般の大気汚染防止法等の改正（令和3年4月1日以降順次施行）により、建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策の規制が強化されることについては、令和2年12月10日付け大第662号及び令和3年2月8日付け大第853号にてお知らせしたところです。

このたび別添のとおりリーフレットを作成しましたので、貴職においても貴団体会員に配布していただき、周知に御協力いただきますようお願いいたします。

本リーフレットの電子データを含む各関係資料については、別紙のとおりホームページ等に掲載しております。

なお、平成29年3月15日付け大第922号で送付した「事前調査の周知に係る配布物」については残部がありましたら廃棄してくださるよう併せてお願いいたします。

(担当)

千葉県環境生活部 大気保全課 大気規制班

TEL : 043-223-3804

FAX : 043-224-0949

E-mail : e-taiki@mz.pref.chiba.lg.jp

大気汚染防止法等の改正（令和3年4月1日施行）についての関係資料

- ①千葉県ホームページ「大気汚染防止法改正により「レベル3」が追加等されます。（令和3年4月1日施行）」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/prevention/20210401kaisei.html>

（検索ワード：「千葉県」「大防法改正」「レベル3追加」）

- ②事業者のための大気汚染防止法のとびき（令和3年4月版、千葉県環境生活部大気保全課）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/tetsuzuki/taibouhou/tebiki.html>

- ③大気汚染防止法改正に係るリーフレット（千葉県）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/prevention/documents/20210401kaisei-01.pdf>

- ④環境省ホームページ「改正大気汚染防止法について」

https://www.env.go.jp/air/post_48.html

（検索ワード：「環境省」「大防法改正」）

- ⑤改正法に係る説明動画（環境省）

<https://youtu.be/r9Gatt0ZQY4>

- ⑥チラシ及びリーフレット（環境省）

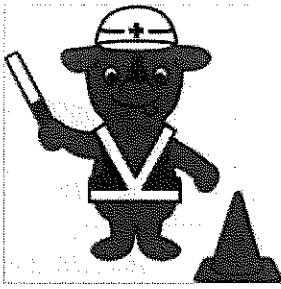
チラシ：<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main15.pdf>

リーフレット：<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main16.pdf>

- ⑦建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

- ②～⑥については、①のホームページ上からリンクで参照可能です。



建築物の解体等工事を 受注した皆さまへ

大気汚染防止法では、解体等工事(解体・改造・又は補修工事)の受注者(元請業者)は、「事前調査の実施」、「発注者への書面による調査結果の説明」、「工事現場における事前調査結果の掲示」を行う義務があります。

◎「事前調査」とは？

解体等工事を行おうとする建築物や工作物に、飛散性の石綿(アスベスト)である特定建築材料(吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材)が使用されているか把握する調査です。



チーパくん

◎「事前調査結果の掲示」の注意点は？

工事の期間中、現場において、だれにでも見やすいよう掲示する必要があります。

なお、調査の結果が「石綿なし」であっても、必ず掲示を
しなくてはなりません！



掲示例：<https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/documents/asubesutokanban.pdf>

もし、特定建築材料が使用されていたときは？

解体等工事の発注者は、「特定粉じん排出等作業実施届出書」の提出が必要になります(受注者ではありません！)。

届出の提出・相談の窓口については、裏面を御確認ください。

◎参考情報

千葉県ホームページ

<http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/20140601kaisei.html>

環境省ホームページ

http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/pamph_demolish.pdf



特定粉じん排出等作業実施届出書の提出先・担当窓口について

解体等工場の現場がある市町村		担当の窓口	所在地	電話番号
千葉市		千葉市環境規制課	千葉市中央区千葉港 1-1	043 (245) 5189
船橋市		船橋市環境保全課	船橋市湊町 2-10-25	047 (436) 2452
柏市		柏市環境政策課	柏市柏 5-10-1	04 (7167) 1695
市川市	工場	葛南地域振興事務所	船橋市本町 1-3-1 フェイス 7 階	047 (424) 8092
	工場以外	市川市環境保全課	市川市南 2-9-12 (市川南仮設庁舎)	047 (712) 6311
松戸市	工場	東葛飾地域振興事務所	松戸市小根本 7	047 (361) 4048
	工場以外	松戸市環境保全課	松戸市根本 387-5	047 (366) 7337
市原市	工場	千葉県大気保全課	千葉市中央区市場町 1-1	043 (223) 3804
	工場以外	市原市環境管理課	市原市国分寺台中央 1-1-1	0436 (23) 9867
習志野市 八千代市 浦安市		葛南地域振興事務所	船橋市本町 1-3-1 フェイス 7 階	047 (424) 8092
野田市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市		東葛飾地域振興事務所	松戸市小根本 7	047 (361) 4048
成田市 佐倉市 四街道市 八街市 印西市 白井市 富里市 酒々井町 栄町		印旛地域振興事務所	佐倉市錦木仲田町 8-1	043 (483) 1447
香取市 神崎町 多古町 東庄町		香取地域振興事務所	香取市北 3-1-3	0478 (54) 7505
銚子市 旭市 匝瑳市		海匝地域振興事務所	旭市二 1997-1	0479 (64) 2825
東金市 山武市 大網白里市 九十九里町 芝山町 横芝光町		山武地域振興事務所	東金市東新宿 1-11	0475 (55) 3862
茂原市 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町		長生地域振興事務所	茂原市茂原 1102-1	0475 (26) 6731
勝浦市 いすみ市 大多喜町 御宿町		夷隅地域振興事務所	夷隅郡大多喜町猿籠 14	0470 (82) 2451
館山市 鴨川市 南房総市 鋸南町		安房地域振興事務所	館山市北条 402-1	0470 (22) 7111
木更津市 君津市 富津市 袖ヶ浦市		君津地域振興事務所	木更津市貝淵 3-13-34	0438 (23) 2285